

文書番号	26-622-06
発行日	2021/4/1
版	5

徳島赤十字病院研修管理委員会規程

承認	起案
後藤	新居

徳 島 赤 十 字 病 院

徳島赤十字病院研修管理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、徳島赤十字病院医師臨床研修規程（以下「研修規程」という）第20条に規定される「研修管理委員会」（以下「委員会」という）について、その細目を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- ① 研修医の募集定員及び採用方法の決定（研修規程第6,7条関係）
 - ② 研修プログラムの作成・評価・調整（同第13条関係）
 - ③ 研修医の評価（同第22条関係）
 - ④ 研修中断の勧告（同第24条関係）
 - ⑤ 研修修了の判定（同第25条関係）
 - ⑥ その他研修医の管理等研修実施の総括
 - ⑦ プログラム責任者及び指導医や指導者の評価・指導
2. 委員会は、必要に応じてプログラム責任者や指導医から研修医ごとの研修進捗状況について情報提供を受ける等により、研修医ごとの研修進捗状況を把握・評価し、修了基準に不足している部分についての研修が行えるようプログラム責任者や指導医に指導・助言する等、有効な研修が行えるよう配慮しなければならない。

(組織)

第3条 委員会は、院長が指名する別表1の委員をもって構成する。なお、委員には次の者を必ず含まなければならない。

- (1) 院長又はこれに準ずる者
- (2) 事務部長又はこれに準ずる者
- (3) 委員会が管理する全ての研修プログラムのプログラム責任者
- (4) 研修医の代表
- (5) 研修協力施設の研修実施責任者
- (6) 研修協力施設以外の外部医師
- (7) 院外の有識者

(委員長)

第4条 委員会には院長が指名する委員長を置く。

- (2) 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。
- (3) 委員長に事故ある時は、副プログラム責任者がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

- (2) 研修協力施設の研修実施責任者が出席できない場合は、同施設の指導医の代理出席を認める。
- (3) 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させ、説明や意見を聞くことができる。

(指導医・研修医連絡会)

第6条 委員会は、その所掌事務を効果的に実施するため、委員会の下に「指導医・研修医連絡会」を置く。

2. 指導医・研修医連絡会は、指導医と研修医が参加して毎月1回開催し、研修の現場で起きている問題点や研修医の希望や悩み等について、指導医と研修医が自由に意見交換し、早期な対策を実施することを目的とする。

(事務)

第7条 この委員会の事務は、教育研修課が担当する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

1. この規程は、平成20年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成25年4月1日から施行する。
3. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
4. この規程は、平成30年4月1日から施行する。
5. この規程は、令和3年4月1日から施行する。